

○対象となるリフォーム工事一覧（例）

	リフォームの内容	判定	備考
1	既存住宅の増築、改築工事	○	建築確認が必要なものは写しを提示
2	屋根のふき替え、塗装	○	
3	外壁の張替え、塗装	○	
4	内壁の補修、塗り替え、壁紙張替え	○	
5	床・天井の補修、張替え	○	
6	部屋の間仕切りの変更工事	○	
7	キッチン、風呂、トイレの改良工事	○	
8	床、壁、窓、天井の断熱改修工事	○	
9	ふすま、障子の張替え、新設	○	
10	バルコニー、サンルームの改修、新設	○	住宅に付随して固定するもの
11	バリアフリー改修工事	○	
12	耐震補強工事	○	
13	給排水衛生設備工事	○	
14	換気設備工事	○	
15	電気設備工事	○	
16	ガス設備工事	○	
17	オール電化住宅工事	○	

※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置は対象になりません。

※市で実施している他の助成制度を利用している場合は対象になりません。

○対象とならないリフォーム工事一覧（例）

	リフォームの内容	判定	備考
1	住宅の解体工事	×	
2	浄化槽の設置、下水道接続工事	×	
3	門扉、塀、造園等の外構工事	×	
4	車庫、物置、カーポート等の工事費	×	
5	太陽光発電	×	
6	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布等	×	
7	ハウスクリーニング、配水管清掃等	×	
8	防犯用ライト、カメラ等設置工事	×	
9	電話、テレビ、インターネットの配線工事	×	
10	エアコン、照明器具等電化製品、家具の購入	×	

※上記は一例ですので、詳細は商工観光課までお問い合わせください。

お問合せ・申請先

桜川市経済部 商工観光課（真壁庁舎内）

〒300-4417

桜川市真壁町飯塚911番地

TEL：0296-55-1159（直通）

FAX：0296-54-0417

メール：syoukou_s@city.sakuragawa.lg.jp